

交流拠点都市～観光立市～

広報

みね



2010年
(平成22年)

4/15
No.50



目次 【表紙】美祿東ジャンクション開通

- | | |
|--|--|
| 2 美祿市人事異動 | 6 美祿市病院等事業の経営形態が、
地方公営企業法の全部適用に移行しました |
| 3 野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています
新年度事業紹介「生活環境課」 | 7 生活機能評価基本チェックリストをつけてみましょう
お知らせひろば |
| 4 美祿市観光事業特別会計の
『経営健全化計画』を策定しました | 8 表紙の説明 |
| 5 子ども手当の支給が始まります | 9 教育通信 |
| 6 配食サービスをご利用ください | 10 山口国体美祿市実行委員会だより No.12
総合観光部より |

美祿市人事異動

4月1日付けで人事異動を行いました。概要をお知らせします。

異動方針

平成21年度美祿市集中改革プランに基づき、退職者に対する採用（行政職3減、現業職3減、医療職2増）を実施した結果、対前年比では4名の減（669人→665人）となりました。

こうした職員数の適正化を推進する中、効率的な組織を目指した行政改革を推進するため、組織・機構の再編及び重点化を図り、適材適所の人材登用・配置を行うとともに、職員の一休感の更なる醸成促進のため、昨年に引き続き、本庁と総合支所間をはじめとするあらゆる部署において、人事交流を図った結果、大規模な異動となりました。

異動の特徴

○2つの公立病院の持続的な運営、また経営基盤の強化を図るため、美祿市病院等

事業を地方公営企業法の全部適用に移行するとともに、病院事業局内の組織再編を行いました。

○第1次美祿市総合計画に基づく重要施策を推進するため、上下水道課を上下水道事業局とし、局内に管理業務課と施設課を新設し、子育て支援室、美祿医療圏推進室、男女共同参画推進室を設置し、体制の強化を図りました。

○観光事業において、経営健全化計画に則り業務部門の職員数の削減を行いました。課長級以上の人事異動についてお知らせします。

一般職員

【部長級】

○総合政策部長

田辺 剛

○市民福祉部長

兼福祉事務所長

山田 悦子

○美東総合支所長

藤井 勝巳

○上下水道事業局長

兼美東総合支所分室長
兼秋芳総合支所分室長

中村 弥壽男

○教育委員会事務局長

金子 彰

○病院事業局管理部長

藤澤 和昭

《部次長》

○総務部次長

兼総務課長兼総務課秘書室長

兼選挙管理委員会事務局局長

福田 和司

○市民福祉部次長（生活環境・健康増進担当）

兼健康増進課長兼美祿医療圏推進室長

古屋 勝美

○教育委員会事務局次長
兼教育総務課長

石田 淳司

○総務課付課長

財団法人山口県文化振興財団派遣

三戸 昌子

【課長級】

総務部

○高齡福祉課長

兼地域包括支援センター所長

田代 裕司

○施設課長兼浄化センター所長

坪井 一治

○監理課長

久保 宏一

○国体推進課長

内藤 賢治

○税務課長

川島 茂

総合政策部

○企画政策課長

兼行政改革推進室長

○地域情報課長

兼男女共同参画推進室長
兼美祿社会復帰促進センター対策室長

○商工労働課長

兼矯正施設活性化推進室長
兼産業振興推進室長兼美祿産業技術センター所長
兼美祿農村勤労福祉センター所長

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

建設経済部

○農林課長

秋枝 秀稔

総合観光部

○観光総務課長

兼養鱒場長

綿谷 敦朗

美東総合支所

○市民福祉課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼美東保健福祉センター所長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

教育委員会事務局

○社会教育課長

兼美祢図書館長

兼来福センター所長兼勤労

青少年ホーム所長

佐藤 和美

○体育振興課長兼美祢スポーツセンター所長

篠田 尊

病院事業局

○管理部経営管理課長

兼市立病院事務部事務長

兼介護老人保健施設グリーンヒル美祢事務部事務長

篠田 洋司

○美東病院事務部事務長

井上 孝志

《主幹》

○税務課主幹兼収納対策室長

岩崎 賢治

《退職者》

○総合政策部長

兼重 勇

○美東総合支所長

坂本 文男

○教育委員会事務局長

兼教育総務課長

國村 八千雄

○税務課長

篠田 恵司

○高齢障害課長

兼地域包括支援センター所長

岡村 恵石

○観光総務課長
兼養鱒場長

阿武 知

○秋芳総合支所市民福祉課長

兼市民福祉課市民相談室長

兼秋芳保健センター所長

山藤 優子

○秋芳総合支所建設経済課長

小嶋 卓夫

○体育振興課長

兼美祢スポーツセンター所長

長

福田 雄一

○経営管理課医師確保対策室

長

兼美東病院薬剤科長

善久 俊和

市立病院

〔医師〕

○市立病院泌尿器科医長

北原 誠司

○美東病院内科医長

藤澤 浩一

《退職者》

○病院事業統括管理者

内藤 克輔

○市立病院泌尿器科部長

福永 康二

○市立病院内科医長

兼介護老人保健施設グリーン

ヒル美祢医師

白井 保之

○美東病院検診センター長

日高 勲

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています

野焼きは、平成13年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、一部の例外を除いて禁止されました。

《例外となるもの》

・国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

（例：河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却）

・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

（例：災害時における木くずや流木などの焼却）

・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（例：どんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却）

・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（例：農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却）

・たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

（例：キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却）

また、たとえ一部例外にあたる焼却であっても、他の方に迷惑をかけるなど、生活環境の保全に支障が生じるような場合には、処理基準を遵守しない焼却として、改善命令などの行政処分や行政指導の対象となります。

やむを得ず焼却する場合でも、少量を複数回に分けて行うなど、近隣の方々の理解を得た上で、迷惑にならないような対策をとるようにして下さい。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

市生活環境課（☎0837⑤31090）

新年度事業紹介

美祢発地球元気化事業

市民の温暖化防止意識の高揚を図ることを目的として、家庭の白熱電球等の照明を、二酸化炭素排出量削減につながるLED照明へ転換した場合、購入金額の一部を補助します。

なお、補助金申請に際しては、LED照明器具を市内で購入することや、地球温暖化防止に関する思いを書いた短文等を添付していただくこととなります。また、補助金は、市内での消費拡大促進を図るため、商品券で交付します。

秋芳洞商店街太陽光発電外灯設置事業

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、特別天然記念物「秋芳洞」入口周辺の外灯を、太陽光発電を活用したLED照明に改修する事業です。また、現在、問題とされている、地球温暖化防止（CO₂削減）にも関連する事業です。

改修場所
秋芳洞入口通路全体外灯25基
事業費 11,500千円
（補助金10,200千円）

CO₂削減効果
年間 2,000 kg

問合せ先

市生活環境課（☎0837⑤31090）

美祢市観光事業特別会計の『経営健全化計画』を策定しました

美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画は、平成20年度資金不足比率が169.5%となり、経営健全化基準（20%以上）を上回ったため、個別外部監査を受け、健全化計画づくりを進めてきました。平成22年3月、市議会の議決を得て「経営健全化計画」を策定しました。

その概要をお知らせします。

(注) 資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

美祢市 観光事業特別会計 経営健全化計画の概要

1. 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

- 観光客の減少による営業収益の長期的な減少傾向
- 収益減に応じた人件費等の費用の見直しの遅れ

2. 計画期間

平成21年度から平成26年度まで6年間

3. 経営の健全化の基本方針

- 人件費の計画的な削減等一層の合理化対策の推進による黒字額の拡大（秋芳洞）
- 損益均衡を目標とした収益増やコスト削減、利用体系の見直し等による収支の改善（その他不採算施設）

4. 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

- 積極的な広告宣伝、観光キャンペーンの展開やイベントの開催による観光客の増加
- 広域的な修学旅行等の団体客誘致活動の展開
- 各施設の特性を活かしたサービスの充実や積極的な情報発信による利用者の拡大
- 民間委託の促進や業務の見直しによる職員数の削減、勤務シフトの見直し
- 稼働率に応じた営業時期等の見直しによる経費の削減
- 指定管理者制度の導入の拡大や見直し

5. 4の方策に係る収入及び支出に関する計画

(単位：百万円)

項 目	20年度 決算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
料金収入	664	704	690	712	690	690	690
職員給与費	211	198	165	110	110	111	111
その他営業費用	270	335	276	327	330	326	326

6. 各年度ごとの資金不足比率の見直し

(単位：%)

項 目	20年度 決算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
資金不足比率	169.5	141.1	113.1	77.8	49.5	16.6	0.0

7. その他経営の健全化に必要な事項

- 市総合観光振興計画（平成22年度策定）における収益拡大策の位置付け
- 経営改善が困難な場合における施設の廃止や一部閉鎖の検討
- 人材育成や横断的、柔軟な人事配置、安全対策の徹底

問合せ先 市観光総務課 (☎0837②0304)

子ども手当の支給が始まります

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、中学校修了前までの子どもを養育している親等に支給するものです。支給要件に該当され、申請手続きが必要な方は申請手続きをお願いします。

支給対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども

※子ども手当は、中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限はありません。

手当の額

月額1万3千円

(子ども一人につき)

支給を受けるための手続き等

申請手続きが必要な人

本年3月まで「児童手当」を受給されていた方は、基本的に児童手当支給対象児童について手続きの必要はありませんが、次の要件に該当される方は支給を受けるために申請手続きが必要になります。

1. 「児童手当」を所得制限等により受給されていない人。
2. 原則として中学2年生と中学3年生の子どものみがいる人。
3. 本年3月まで児童手当を受給されている人で、中学2年生と中学3年生の子どもがいる人。

※ 公務員の人は勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

申請手続き方法

市から中学校修了前までの子どもがいるご家庭には案内をしますので、申請書類に必要事項を記入いただき、市役所地域福祉課、各総合支所市民福祉課、各出張所のいずれかに提出してください。

〈添付書類〉

- 健康保険証の写し等（請求者が被用者（サラリーマン等）の場合）
- 受給者名義の金融機関口座の分かるもの
- 印鑑
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

- ・申請内容を審査のうえ、受給資格に適合する人には、認定通知書を送付します。
- ・手当の支払期月は、6月、10月、2月であり、前月分までの手当を支給します。

3月31日現在、児童手当を受給されている人



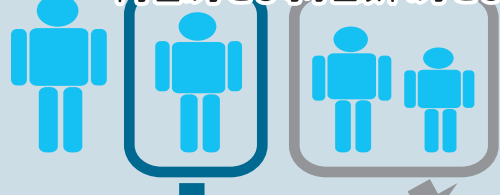
新たな手続きは不要

子ども手当

※手当は4月分から支給されます。

※4月に中学生になる子ども（3月まで児童手当の対象だった子ども）についても手続きは不要です。

中学生の子ども 小学生以下の子ども



中学生の子どもについて、『額改定認定請求書』の提出が必要

新たな手続きは不要

子ども手当

※9月30日までに『額改定認定請求書』を提出してください。手当は4月分から支給されます。

3月31日現在、児童手当を受給されていない人



『認定請求書』の提出が必要

子ども手当

※9月30日までに『認定請求書』を提出してください。手当は4月分から支給されます。

子どもが生まれた人

子どもが生まれたときは、『認定請求書』（既に子ども手当を受給している兄弟がいる場合は『額改定認定請求書』）の提出が必要です。

原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

※この場合、申請猶予期間（9月30日まで）の対象ではありませんので、お早めに申請をお願いします。

注意

- ・市から該当されるご家庭には申請書等を送付しますが、4月中にお手元に届かない場合には、お問い合わせください。

問合せ先 市地域福祉課（☎0837⑤2228）